

住宅取得奨励金交付事業について

1 対象者

市内に住宅を新築または購入した夫婦または18歳未満の子どもを養育している、次の要件すべてに該当する世帯。（中古住宅の購入は対象外です）

- ① 自己の居住用として、所有権保存登記がされていること。
- ② 奨励金交付申請日において、申請者が満40歳未満であること。
- ③ 申請人及び同居者全員が市税を滞納していないこと。
- ④ 所有する住宅が公共事業のため収用され、代替えの住宅を新築又は購入した住宅ではないこと
- ⑤ 住宅の新築又は購入に対し、国・県・市等より補助金等の助成を受けていないこと。
- ⑥ 申請者は住宅の所有権割合を5割以上有していること。

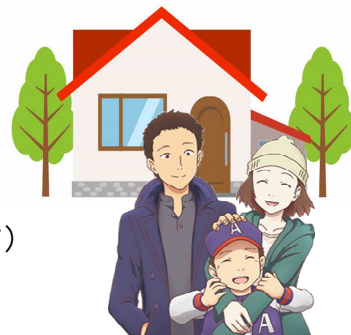
※住宅取得した日または、住民票を移した日から半年以内に申請してください。

2 事業期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

3 奨励金の額

25万円（申請のあった翌月末に一括で交付します）



4 奨励金の申請

奨励金を受けようとする方は、次の書類を提出してください。

- ① **交付申請書**（様式第1号）
- ② **世帯全員の住民票の写し**【相生市役所市民課/窓口2番】
※続柄、世帯主及び本籍を表示したものをご準備ください。
※世帯全員…同居世帯も含みますので2世帯住宅等の方は、2世帯分が必要です。
- ③ **建物（取得住宅）の全部事項証明書**【神戸地方法務局龍野支局で取得】
※所有権保存登記された物（＝権利部（甲区）が表示された物）の取得が必要です。
- ④ **住宅付近の見取り図**（様式第2号）
- ⑤ **完成後の住宅外観写真**（イメージ図不可）
- ⑥ **相生市税の完納証明書**【相生市役所徴収対策室/窓口7番】
※課税証明書では申請いただけませんので、ご注意ください。
※相生市に一度も納税をしたことがない人は相生市税の完納証明書は発行されないため、提出の必要はありません。納税状況については、徴収対策室でご確認をお願いします。
- ⑦ **その他市長が必要と認める書類**（レポート）

☆申請時は身分証（運転免許証、マイナンバーカードなど）をお持ちください。

5. 税関係

この奨励金は、市民税の一時所得として課税の対象となります。
確定申告が必要な場合があります。

6. 住宅ローン【フラット35】優遇措置について

相生市では、若者の定住による地域の活性化を目的とし、独立行政法人住宅金融支援機構と住宅ローン【フラット35】について協定を締結しています。優遇措置を受けるには、市が発行する「利用対象証明書」を借入れの契約時まで【フラット35】取扱金融機関に提出する必要があります。

【フラット35】地域連携型とは…

子育て支援や地域活性化について、積極的な取り組みを行う市町村と住宅金融支援機構が連携し、住宅所取得に対する市町村による補助金交付等とセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

	金利引き下げ期間	金利引き下げ幅
【フラット35】地域連携型 相生市住宅取得奨励金に該当する 方が対象となります	当初 5 年間	【フラット35】の 借入金利から 年 △0.5%



○ お問い合わせ ○
相生市 企画総務部 定住促進室
〒678-8585 兵庫県相生市旭一丁目1番3号
TEL 0791-23-7125/FAX 0791-22-6439
Mail teiju@city.aioi.lg.jp